# 公正価値による測定と開示に係る資産除去債務の会計課題

# Accounting Issues on Asset Retirement Obligations Related to Fair Value Measurement and Disclosure

平岡 憲道(筆頭執筆者) (Norimichi HIRAOKA) 近田 典行(共同執筆者) (Norivuki CHIKADA)

# 【要 約】

公正価値に関する会計基準は米国基準と国際基準でほぼ同じ内容のガイダンスを定めているが、我が国では公正価値に相当する時価について統一的なガイダンスを定めていない。

本稿は、最初に公正価値に関する会計基準について基準制定の先駆けとなった米国基準を概観する。そしてその後の国際基準制定に至る背景と経緯を展望し、国際基準が制定される前から議論となった「自己の信用リスク」と国際金融危機を経て顕著となった「開示情報の拡大」を考察する。最後に我が国の公正価値に関する会計基準導入に向けた取り組みを検討し、仮に我が国が米国基準及び国際基準と同等の公正価値に関する会計基準を導入した場合の課題を、非金融負債である資産除去債務との関係において明らかにする。

キーワード:公正価値測定、自己の信用リスク、開示情報の拡大

# [Abstract]

Accounting standards for fair value provide guidance that is almost identical to that of US-GAAP and IFRS. Japan does not provide uniform guidance on market value equivalent to fair value. This paper begins with an overview of accounting standards for fair value, including US-GAAP, which pioneered the establishment of the standards. Next this paper outlooks the background and circumstance to the subsequent establishment of IFRS for fair value, and examines "Own credit risk," which has been a topic of discussion even before the establishment of IFRS, and the "Expansion of disclosed information," which has become prominent in the international financial crisis. Lastly, this paper will clarify the problems to be solved if Japan were to introduce accounting standards on fair value equivalent to US-GAAP and IFRS, in relation to asset retirement obligations.

Keyword: fair value measurement, own credit risk, expansion of disclosed information

ひらおかのりみち: 目白大学 経営学研究科

ちかだのりゆき:目白大学 経営学部 経営学科教授

令和4年10月17日 受付 令和4年11月30日 改訂

令和4年12月10日採択(紀要編集委員会)

## 1. はじめに

公正価値に関する会計基準は、2006年9月に 米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)から財務会計基準書第157号「公正価値測定」(以下「FAS157」という。)が公表され、2011年5月には国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)から国際財務報告基準第13号「公正価値測定」(以下「IFRS13」という。)が公表された。そしてFAS157とIFRS13の会計基準はほぼ同じ内容のガイダンスとなっている。

我が国では2009年8月に企業会計基準委員 会(以下「ASBI」という。)から「公正価値測 定及びその開示に関する論点の整理」(以下「論 点整理」という。) が公表され、我が国の会計基 準等で定められた公正価値測定の考え方の整理 及び開示のあり方(対象や項目など)について 検討を行うにあたり、公正価値の概念、その測 定方法及び開示に関する論点が示され、議論の 整理が図られた。また2010年7月には企業会計 基準公開草案第43号「公正価値測定及びその 開示に関する会計基準(案)(以下「基準(案)| という。) 及び企業会計基準適用指針公開草案 第38号「公正価値測定及びその開示に関する 会計基準の適用指針(案)(以下「指針(案)」 という。) が公表され、公正価値の考え方及び財 務諸表の注記事項としての公正価値に関する開 示について、その内容が定められた。しかしこ れら基準(案)と指針(案)は最終化に至らず、 その後、2019年7月にASBJから、主に金融商 品の時価に関するガイダンス及び開示に関して 「時価の算定に関する会計基準 | が公表された。

本稿では、次節で公正価値に関する会計基準制定の先駆けとなった米国財務会計基準(以下「US-GAAP」という。)の会計基準を概観し、第3節でIFRSの公正価値に関する会計基準制定の背景と経緯を展望し、IFRSの公正価値に関する会計基準制定の前から議論となった「自己の信用リスク」と世界金融危機を経て顕著となった「開示情報の拡大」を考察する。そして第4節でASBJの公正価値に関する会計基準制定に向けた取り組みを検討し、仮に我が国がUS-GAAP及びIFRSと同等の公正価値に関する会計基準を導入した場合の課題を、非金融負債で

ある資産除去債務との関係において、測定については資産除去債務の割引率の観点から、開示については資産除去債務の開示情報拡大の観点から明らかにする。

### 2. US-GAAPの公正価値

# 2.1 公正価値の測定

米国ではFAS157が制定されるまで公正価値 に関する異なる定義が存在し、その定義を適用 するための指針が限られていた。また指針は公 正価値を要求する多くの会計基準書のなかで 個々に規定され、それら会計基準書間で公正価 値による測定に複雑性と不整合性をもたらして いた。よってFAS157は、公正価値を定義し、 US-GAAPのなかで公正価値を測定するための フレームワークを設定し、かつ公正価値による 測定に関する開示を拡大している。またUS-GAAP中の、本基準書の関連指針を簡素化し、 かつ体系化することを目的としている (par.1)。つまり FAS157 は、すべての資産及び 負債について公正価値に関する指針に整合性を もたらし、公正価値の測定に係る均質性を高め ることにより財務諸表の信頼性及び比較可能性 を高めることを目的としている。なおFASB は、既存のUS-GAAPをAccounting Standards Codification(以下「ASC」という。)に編纂し、 ASCのTopic820「公正価値の測定(Fair Value Measurement)として規定している。

FAS157は、「公正価値とは、測定日現在において市場参加者の間の秩序のある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。」(par.5)と定義している。つまり出口価格(exit price)を定義しており、「交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格」とする入口価格(entry price)とはしていない。

評価技法については3つのアプローチを使用 しなければならない。「アプローチの内容は概 ね以下のとおりである。

# a. マーケット・アプローチ

マーケット・アプローチは、同一のまたは同等の資産または負債(事業を含む)を包含する、市場取引により生成される価格及び他の関連情

報を使用する。例えば、マーケット・アプローチに整合する評価技法は、多くの場合、同等の資産・負債から得られる市場の評価倍率を使用する。評価倍率は各資産・負債について異なる評価倍率の間に存在する可能性がある。適切な倍数の範囲のどこに区分されるかの選択には、質的及び量的な)当該測定に特有の要因を考慮した判断を要する。マーケット・アプローチに整合する評価技法には、マトリックス・プライシングを含む。マトリックス・プライシングを含む。マトリックス・プライシングは、主として負債証券を、もっぱら特定の証券の公表価格のみに依存せずに、それに代えて他のベンチマークとなる上場証券と当該証券の関連性に依存して、評価するために使用する数学的技法である。

### b. インカム・アプローチ

インカム・アプローチは、将来の金額(例えば、キャッシュ・フローまたは利益)を単一の現在の金額(割引後)に転換する評価技法である。その測定は、それらの将来の金額に関する現在の市場の予測が示す価値を基礎にする。当該評価技法には、現在価値技法、現在価値技法を組み込んだBlack-Scholes-Merton formula及び2項モデル(格子モデル)などのようなオプションプライシングモデル、並びに特定の無形資産の公正価値を使用するために使用する複数期間超過収益法を含む。

# c. コスト・アプローチ

コスト・アプローチは、ある資産の給付能力を取り替えるために現在要求されるであろう金額(多くの場合、現在の取替原価という)を基礎にする。市場参加者(売り手)の観点から、当該資産について受け取るであろう価格は、同等の実用性を有する代替資産を取得しまたは建設するための市場参加者(買い手)にとっての原価(陳腐化に関する修正後)を基礎にして決定する。陳腐化には、物理的な品質低下、機能的(技術的)陳腐化、および経済的(外形上の)陳腐化を含み、かつ財務報告目的上(取得原価の配分)または税務目的上(特定の耐用年数に基づく)の減価償却より広範囲である。」(par.18)。

「本基準書において「インプット」とは、広範囲に、例えば、(価格決定モデルなどのような)

公正価値を測定するために使用する特定の評価 技法に内在する技法および(または)評価技法 に適用されるインプットに内在するリスクなど のような、リスクに関する仮定を含み、当該資 産または負債の価格を決定するにあたって市場 参加者が使用するであろう仮定をいう。インプ ットは観察可能であり、または観察不能であり 得る。

a.「観察可能なインプット」とは、報告事業体から独立して入手できる市場データに基づき設定した仮定であって、市場参加者が資産または負債の価格を決定する際に使用するであろうものをいう。

b.「観察不能なインプット」とは、諸事情に 鑑み入手可能な最善の情報に基づき設定した仮 定であって、市場参加者が資産または負債の価 格を決定する際に使用するであろう仮定を報告 事業体が独自に仮定したものをいう。公正価値 を測定するために使用する評価技法は、観察可 能なインプットを最大限に利用し、観察不能な インプットの利用を最小限にするものでなけれ ばならない。」(par.21)

「公正価値の測定および関連する開示の整合 性および比較可能性を増進するために、公正価 値のヒエラルキー (階層) は、公正価値を測定 するために使用する評価技法に適用されるイン プットを3つの幅広い水準に優先順位をつけ る。公正価値のヒエラルキー (階層) は、同一 資産または負債の活発な市場における公表価格 (非修正) に最高の優先度(レベル1)を、また 観察不能なインプットに最低の優先度(レベル 3)をつける。複数のインプットを使用する場 合には、重要なインプットのうち最もレベルの 低いインプットに応じて公正価値のヒエラルキ - (階層)を判定する。全体としての公正価値 の測定のための特定のインプットの重要性を評 価するにあたっては、当該資産または負債に特 有の要因を考慮して判断することが必要であ る。| (par.22)

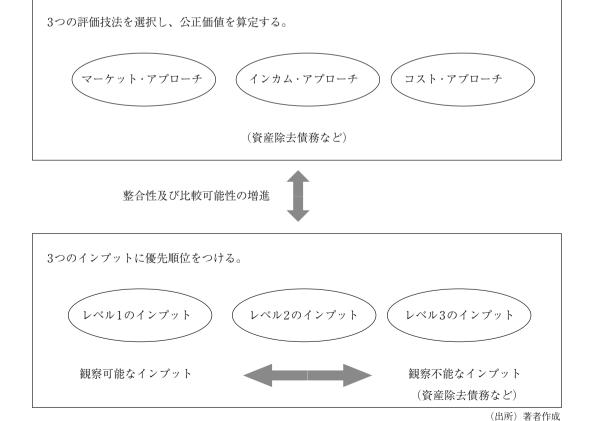
「当該資産または負債に適したインプットの 利用可能性および当該インプットの相対的信頼 性は、適切な評価技法の選択に影響し得る。し かし、公正価値のヒエラルキー(階層)は、当 該インプットを評価技法よりも優先し、評価技 法を優先していない。例えば、現在価値技法を使用する公正価値の測定は、全体としての測定にとって重要なインプットおよび当該インプットが入る公正価値のヒエラルキー(階層)中のレベルに依存して、レベル2またはレベル3となるだろう。」(par.23)

レベル1からレベル3のインプットのうち、「レベル3のインプットは、資産または負債の観察不能なインプットをいう。観察不能なインプットが入手でットの使用は、観察可能なインプットが入手できない場合に限定しなければならない。測定日現在で当該資産または負債について市場活動がほとんどない状況がもしあれば、観察不能なインプットの使用が認められる。観察不能なインプットを用いる場合であっても、公正価値は市場参加者の観点からの出口価格であり、資産または負債の価格決定にあたり市場参加者が使用するであろう仮定(リスクに関する仮定を含

む) に関する報告事業体自体の仮定を反映させ なければならない。観察不能なインプットは報 告事業体自体のデータに基づき設定することに あるが、状況に応じて入手可能な最善の情報に 基づき導出しなければならない。観察不能なイ ンプットを導出するにあたり、報告事業体は市 場参加者の仮定に関する情報を入手するために あらゆる可能な努力をする必要はない。しか し、報告事業体は、過度の費用および努力なし に、合理的に入手可能な市場参加者の仮定にか んする情報を無視してはならない。それゆえ、 市場参加者が異なる仮定を使用するであろうこ とを示す情報が過度の費用および努力なしに、 合理的に入手可能である場合には、観察不能な インプットを導出するために使用する報告事業 体自体のデータを修正しなければならない。」 (par.30)

FAS157はAppendix Aでレベル3のインプ

表1 評価技法とインプットの相関関係



ットの設例として当初認識時の資産除去債務を取り上げ、「過度の費用および努力なしに合理的に入手可能な、市場参加者が異なる仮定を使用することを示す情報がない場合には、レベル3のインプットには、報告事業体自体のデータを使用して導出した、予測キャッシュ・フロー(リスクによる修正後)を含む。現在価値技法には、例えば、(1)無リスク利子率、または(2)当該負債の公正価値に関する報告事業体の信用状態の影響を予測キャッシュ・フローではなく、割引率に反映させている場合には、信用修正後無リスク利子率といったインプットとともに、レベル3のインプットを使用する。」としている。

資産除去債務の適用事例としては、原子力発電設備の解体義務、鉱山の土地の原状回復義務、借地に建てた建物の契約満了時点での撤去義務などが典型例であり、3つのアプローチのうち将来の金額を現在の金額(割引後)に転換する評価技法であるインカム・アプローチを採用することになる。また活発な市場が存在せず十分なデータが入手可能ではないことが多く、その場合「観察不能なインプット」を採用せざるを得ない。よって入手可能な最善の情報に基づき報告事業体が独自に設定した仮定に基づき、その時点で予想される将来の除去のための支出額を見積り、現在価値技法により算定することになる。

# 2.2 公正価値の開示

FAS157は開示について次のように規定している。「当初認識後の期間中に継続して公正価値により測定する資産および負債(例えば売買目的有価証券)について、報告事業体は、その財務諸表の利用者が、当該測定を導出するために使用したインプットを評価することを可能にする情報、および重要な観察不能なインプットを使用した、継続的な公正価値による測定値(レベル3)については、当該期間中の当該測定値の損益(または正味資産の変動)への影響を開示しなければならない。当該目的を満たすために、報告事業体は、各期中期間および年次期間について(他の方法を規定するものを除く)、資産および負債の各主要区分について、別個に

次の教法を開示しなければならない。

- a. 報告日現在における公正価値による測定額
- b. 全体としての公正価値の測定結果が区分される、公正価値のヒエラルキー(階層)のレベル。同一資産または負債について活発な市場における公正価値(レベル1)、重要な他の観察可能なインプット(レベル2)、および重要な観察不能なインプット(レベル3)を使用した公正価値による測定額を分離する。
- c. 重要な観察不能なインプットを使用した公正 価値による測定額について、期首および期末 残高の調整。次に帰属させ得る当該期間中の 変動額を区分表示する。
  - (1) 損益(または正味資産の変動中に含まれる、利益または損失を分離した、当該期間中の(実現および未実現)利益または損失、および損益(または正味資産の変動)中に含まれた当該利益または損失が損益(または活動)計算書中のどこに報告されているかの記述
  - (2) 購入高、売却高、発行高および決済高 (純額)
  - (3) レベル3へ、および(または)レベル3からの振替高(例えば、重要なインプットの観察可能性の変更による振替高)
- d. 報告日現在でまだ保有する資産および負債 に関連する未実現利益または損失の変動額 に帰属させ得る、損益(または正味資産の変 動)中に含まれる、上述c(1)の当該期間中 の利益または損失総額、および損益(または 正味資産の変動)中に含まれる当該未実現利 益または損失が損益計算書中のどこに報告 されているかの記述
- e. 年次期間のみについて(四半期は不要)、公正価値を測定するために使用した評価技法および、もしあれば、当該期間中における評価技法の変更の説明」(par.32)

「当初認識後の期間中に、一時的に公正価値により測定する資産及び負債(例えば減損した資産)について、報告事業体は財務諸表の利用者が当該測定を開発するために使用したインプットを評価することを可能にする情報を開示しなければならない。当該目的を満たすために、報告事業体は各期中期間及び年次期間について

(他の方法を規定するものを除く)、資産及び負債の各主要分類について、別個に次の情報を開示しなければならない。

- a. 当該期間中に記録した公正価値の測定及び 当該測定の理由
- b. 全体としての公正価値の測定が入る、公正価値の階層の水準。同一資産又は負債について活発な市場における公表価格(レベル1)、重要な他の観察可能なインプット(レベル2)、及び重要な、観察不能なインプット(レベル3)を使用した公正価値による測定額を分離する。
- c. 重要な、観察不能なインプット(レベル3)を 使用した公正価値の測定について、当該イン プットの記述及び当該インプットを開発する ために使用した情報。
- d. 年次期間のみについて、公正価値を測定する ために使用した評価技法、及びもしあれば、 前の期間中に類似資産及び(または)負債を 測定するために使用した評価技法の変更の 説明。」(par.33)

「本基準書の要求する数量による開示は、表 形式を使用して表示しなければならない (Appendix A参照)。」(para.34)

「報告事業体は、本基準書のもとで開示する 公正価値情報を、他の会計上の公式見解のもと で開示する公正価値情報(例えばFASB基準書 第107号「金融商品の公正価値に関する開示」) と結合することが、当該開示が要求される期間 において、実務上可能な場合は、要求されない が、奨励される。報告事業体はまた、他の類似 の測定値(例えばARB第43号第4章のもとで 時価により測定する棚卸資産)に関する情報を 開示することを要求されないが、奨励される。」 (para.35)

FASBは公正価値の測定に関する開示の拡大を支持しており、とりわけレベル3の開示拡大は財務諸表利用者に対して有用な情報を提供すると考えている。Appendix Aの設例は、売買目的有価証券、売却可能証券、デリバティブ、ベンチャーキャピタル投資といった資産を例示しているが、負債についても同様の表を表示すべきであるとしている。また「開示する公正価値情報を他の会計上の公式見解のもとで開示す

る公正価値情報と結合することが要求されないが、奨励される。」ことは負債についても同様としている。例えば、資産除去債務のような非金融負債はレベル3のインプットを採用するため報告事業体(企業)の仮定に依存する部分が大きい。よって資産除去債務に関する会計基準の公正価値情報と統合することが要求されないが、奨励されるような開示情報の拡大は重要な意義を有する。しかし資産除去債務に関する会計基準が規定する開示情報だけでなく、公正価値に関する会計基準が規定する開示情報だけでなく、公正価値に関する会計基準が規定する開示情報も結合するとなると相当量の開示が求められるため、多くの企業にとっては事務的な負担となるだろう。

# 3. IFRSの公正価値 - US-GAAPとの収斂-

### 3.1 基準制定の背景と経緯

## ―世界金融危機のインパクト―

2007年の夏以降、米国のサブプライム住宅ロ ーン問題を契機に発生した住宅金融市場の混乱 は、金融市場全体の混乱へと広がった。さらに 2008年9月に米大手投資銀行であるリーマン・ ブラザーズが連邦破産法第11条の適用を申請 し経営破綻してから金融市場は一挙に混乱し た。証券化商品等の有価証券の取引価格が著し く低下し、金融機関の財政状態が極度に悪化 し、世界的な信用不安を招く様相を呈した。世 界金融危機を受けて、各国の政府および規制当 局は自国の金融機関に対して緊急支援を行う一 方で、世界規模での危機の拡大および実体経済 への悪影響を食い止めるために他国との協調に よる資金提供やG20レベルでの金融市場安定化 のための行動計画の策定等の協調対応を行っ た。

こうした情勢を背景に、金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum)(以下「FSF」という。)は、2008年4月11日、米国ワシントンで開催された7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議(G7)において、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告を行った。FSFの提言によると、各国の財務大臣に対して、①規制が生み出す景気循環増額効果の緩和、②仕組み金融商品等に適用する国際的な会計基準の見直し、③CDS清算機関等

のインフラ整備による店頭デリバティブの透明性向上とシステミックリスクの削減、④金融機関の報酬体系の見直し等を求めている。FSFは、金融危機に関連した会計基準の不備を指摘するとともに、公正価値についての対応策を提言している。公正価値の測定及び開示に関する会計基準の見直しについて、世界金融危機による市場の混乱は、公正価値の測定及び開示が脆弱であったこと、市場の価格発見機能が低下した際の公正価値の測定に問題があったことから、FSFはIASBに対して次の事項を提言した。

- ・公正価値の測定手法及び測定に伴う不確実性 に関する開示基準の強化
- ・市場が活発でない状況における公正価値の測 定指針の充実、測定手法のベストプラクティ スの収集や測定指針作成を支援する専門家に よる助言委員会の設置

G20から会計基準の見直しを迫られたIASBは、世界金融危機の再発防止のためFASBと共同して対応にあたることになった。

2008年11月には、同じく米国ワシントンで「金融・世界経済に関する首脳会合(以下「金融サミット」という。)が開催された。本会合では、世界金融危機の原因の解明、各国の対応策と今後取るべき措置に加えて、危機の再発防止に向けた改革の基本原則および優先すべき事項等の議論がなされた。これらの議論の成果は、「金融・世界経済に関する共同声明」として発出された。なおこの共同声明はFSFの提言が柱となっている。翌2009年4月にはロンドンで第2回目となるG20金融サミットが開催された。公表された共同声明では、会計基準の見直し(公正価値会計の枠組みの見直し、金融商品の評価基準の改善等)などが盛り込まれた。

さらに2009年9月には米国のピッツバーグで第3回目となるG20金融サミットが開催された。ここでは金融システムの強化を図るため、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制する観点から国際的に合意されたルールを2010年末までに確定することを公表した。国際的金融規制システム強化のために取り組むいくつかの課題には、会計基準の改善等が挙げられた。

IASBは、世界金融危機以前の2005年9月に

はその討議テーマに公正価値測定を追加してい た。その後、2006年9月にFASBがFAS157を公 表したことからIASBは、この基準とIFRSの公 正価値測定ガイダンスの多くが共通しており、 かつIFRSとUS-GAAPとのコンバージェンスを 促進するために、自己の討議資料の基礎とし て、この米国基準を利用した。これをベースと して公開草案等が作成・公表され、2011年5月 に最終基準である「公正価値測定 | が公表され た。本基準は、公正価値を、測定日時点で、市 場参加者間の秩序ある取引において、資産を売 却するために受け取るであろう価格又は負債を 移転するために支払うであろう価格と定義して 米国基準と同様の内容となっている。その他、 評価技法や開示などほとんどの項目でIFRSと US-GAAPの基準内容は一致をみている。

IASBとFASBの基準収斂化の経緯をまとめると概ね上記のとおりである。

本プロジェクトの完了は、公正価値測定及び開示要求を改善し一致させるための5年以上にわたる作業の頂点であった。要求事項は、IFRSとUS-GAAPでおおむね同一であるが、広範囲のデュー・プロセス及び公開協議の便益を受けたものであり、これには、公正価値専門家諮問パネルとFASBの評価リソース・グループからのインプットも含まれている。

また要求事項は公正価値会計の使用に及ぶものではなく、公正価値の利用がすでにIFRS又はUS-GAAPの中の他の基準で要求又は許容されている場合に、公正価値をどのように適用すべきかに関するガイダンスを示したものである。

IFRSにおいては、IFRS13は、初めて公正価値の定義を示し、IFRS全体での公正価値測定及び開示要求について単一の根拠を提供することにより、整合性を高め、複雑性を低減するものとなる。

US-GAAPにおいては、この更新によりトピック820のガイダンスの大部分が置き換わることとなるが、変更の多くは現行のガイダンスの明確化又はIFRS13と合わせるための文言修正である。

年 月	内 容
2008年9月	IASBとFASBは両審議会の覚書(MOU)を公表した。本覚書に基づく公正価値プロジェクトは、IFRSとUS-GAAPとのコンバージェンスを達成するためのIASB及びFASBによる長期のプログラムの一部を構成するものであった。これはIFRSとUS-GAAPにおける公正価値測定を合わせるというG20からの要請にも整合していた。
2009年5月	IASBは、一般のコメントを募集するために、公正価値測定に関するガイダンスの公開草案を公表した。適用された場合、本基準は、個別のIFRSに含まれている公正価値測定ガイダンスを、公正価値の単一の統一された定義とともに、活発でない市場における公正価値測定の適用に関する追加的な権威のあるガイダンスに置き換えることとなる。本提案は、現行の基準で公正価値がすでに要求されている場合に、どのように公正価値を測定すべきかを取り扱っており、決して公正価値の利用を拡大するものではない。IFRSとUS-GAAPとの間の整合性を確保するために、本提案は、FASBから公表された公正価値測定に関する最近のガイダンスを組み込んでおり、流動性のない市場における公正価値測定に関する2008年10月に公表されたIASBの専門家諮問パネルの報告書とも整合している。
2011年5月	IASBとFASBは、IFRSとUS-GAAPにおける公正価値の測定と開示要求に関する新しいガイダンスを公表した。IASBとFASBが公表したガイダンスは、IFRS13「公正価値測定」及びFASBの会計基準コード化体系のトピック820の更新のなかで示されているが、IFRSとUS-GAAPを改善し両者のコンバージェンスをもたらすための両審議会の共同作業の重要プロジェクトを完了させるものであり、公正価値の測定と開示要求の国際的な調和は両

審議会の世界金融危機への対応の重要な要素を構成するものでもあった。

## 表2 IASBとFASBの基準収斂化の経緯

(出所) ASBJのホームページを基礎として著者作成

#### 3.2 自己の信用リスクの問題

IFRS13に付属するIASB公表文書の設例には資産除去債務(IE35)の会計処理が含まれている。資産除去債務について独自の基準書となるFAS143をもつUS-GAAPとは異なり、IFRSには資産除去債務に関する個別の基準書はなく、「引当金、偶発債務及び偶発資産」(IAS37)および「有形固定資産」(IAS16)が適用されている。しかしIFRS13の設例に資産除去債務が取り上げられていることからも明らかなように、資産除去債務の会計処理には公正価値の考え方が反映されている。

この設例では、「負債の公正価値は、不履行リスクの影響を反映する。負債に係る不履行リスクには、企業自身の信用リスクが含まれるが、それには限らない。企業は、当該負債を公正価値で測定するすべての期間において、当該負債の公正価値に信用リスク(信用度)が与える影響を考慮に入れる。企業の債務を資産として保有する者は、自らが進んで支払う価格を見積る

際に、企業の信用状態の影響を考慮に入れるだ ろうからである。」(IE31)とし、不履行リスク には企業自身の信用リスクが含まれることを明 記したうえで、「例えば、企業Xと企業Yがそれ ぞれ、5年後に企業Zに現金(CU500)を支払 う契約上の義務を締結すると仮定する。企業X は信用格付けがAA格で、6%で借入ができる が、企業Yの信用格付けBBB格で、借入れがで きるのは12%である。企業Xは約束と交換に約 CU374(5年後のCU500を6%で割り引いた現 在価値)を受け取り、企業Yは約束と交換に約 CU284 (5年後のCU500を12%で割り引いた現 在価値)を受け取る。それぞれの企業にとって の当該負債の公正価値(すなわち受取額)には 企業の信用度が反映される。」(IE32)としてい る。

さらにIFRS13は、「公正価値測定は負債の公 正価値が不履行リスク(企業が義務を履行しな いというリスク)の影響を反映することを仮定 すると述べている。不履行リスクには、企業自 身の信用リスク(信用度)が含まれるが、これには限らない。これは、IFRSにすでにある公正価値測定ガイダンスと整合的である。例えば、IAS第39号及びIFRS第9号は、市場参加者が金融商品の価格付けを行う際にリスクを反映する場合の、信用リスクに対する調整に言及している。しかしその原則の適用には、以下の理由により不整合があった。

- (a) IAS第39号とIFRS第9号は信用リスクー般に言及しており、報告企業自身の信用リスクに言及していない。
- (b) 企業自身の信用リスクを、従来の公正価値の定義における決済の概念を用いて、負債の公正価値にどのように反映すべきかについては、さまざまな解釈があった。企業の信用度が変化した場合に、異なる金額を相手方が当該義務の決済として受け入れるとは考えにくいからである。」(BC92)としてその不整合を指摘している。

そのうえで、「その結果、負債の公正価値を測定する際に、自身の信用リスクを考慮にいれていた企業もあれば、入れていない企業もあった。したがって、IASBは、IFRS第13号において、負債の公正価値は企業の自身の信用リスクを含むことを明確化することにした。」(BC93)とし、「公正価値測定においては、負債に関する不履行リスクは、負債の移転の前後で同じである。IASBは、こうした仮定が実際の取引について現実的ではなさそうであることを承知している(ほとんどの場合、報告企業である譲渡人と市場参加者である譲受人の信用度が同一である可能性は低いからである)が、IASBは、以下の理由でこうした仮定が公正価値を測定する際に必要だという結論を下した。

(a) 義務を引き継ぐ市場参加者は、当該負債 に関する不履行リスクを変化させる取引を、 その変動を価格に反映させずに行うことは ないであろう (例えば、債権者は債務者がそ の義務を信用度が低い他の者に移転するこ とを一般的に認めないであろうし、信用度 が高い譲受人は、譲渡人が交渉した条件が 譲渡人の低い信用度を反映したものである 場合には、それと同じ条件で当該義務を進 んで引き受けることはしないであろう)。

- (b) 義務を引き受ける企業の信用度を特定しないと、市場参加者である譲受人の特徴に関する企業の仮定次第で、負債についての根本的に異なる公正価値が存在することになり得る。
- (c) 企業の債務を資産として保有している者がいれば、当該資産の価格付けを行う際に企業の信用リスク及び他のリスク要因の影響を考慮するであろう(BC83項からBC89項参照)。

FASBは、SFAS157及 びASU No.2009-05 「公正価値測定及び開示 (Topic820): 負債の公 正価値での測定」を開発する際に、同じ結論に 達した。」(BC94)

IASBはこのように不履行リスクに企業自身 の信用リスクが含まれることを結論づけたが問 題もある。負債を公正価値で測定する場合、ほ とんどの市場が活発ではないため、その負債が 抱えるリスクを考慮して公正価値を測定しなけ ればならない。しかしこのリスクには、企業自 身の信用リスクも含まれるため、報告企業の財 務内容が悪化し、その信用リスクが増大した場 合、負債の公正価値が減少し、利益が増加する。 逆に信用リスクが改善すると、負債の公正価値 が増加し、利益は減少するという自己の信用リ スクの問題である。これは「負債のパラドック ス | とも言われる。自己の信用リスクの問題は、 2009年6月にIASBが「信用リスクの役割に関 するディスカッションペーパー | を一般のコメ ントを募集するために公表するなどその対応を 図ったが、最終的には不履行リスクには企業自 身の信用リスクが含まれることとした。自己の 信用リスクの問題は先行研究<sup>i)</sup> により考察され ているところであるが、IASBの結論の根拠を 敷衍して考えると次のような帰結となるのでな かろうか。つまりIFRS13の制定の目的である 以下のアジェンダ(a)の重要性についての強調、 「複雑性の低減・首尾一貫性の向上・情報の比較 可能性」の強調である。

IASBは、「(a) IFRSで要求又は許容しているすべての公正価値測定に関する要求事項の単一のセットを設定して、それらの適用における複雑性の低減と首尾一貫性の向上を図り、それにより財務諸表で報告される情報の比較可能性を

高めること。」(BC6)を重要視する考え方を優先したといえる。

#### 3.3 開示情報の拡大

「公正価値の測定及び公正価値測定に関する開示に係る要求事項の不整合により、実務の不統一が生じ、財務諸表で報告される情報の比較可能性が低下していた。」(BC5)ことから、このような状況改善のため、IASBは、IFRS13の制定にあたり、「公正価値に関する開示を拡大し、財務諸表利用者が公正価値測定に用いられた評価技法及びインプットを評価するのに役立つものとすること。」(BC6)をアジェンダの目的の一つとした。

具体的な開示内容として、「企業は、財務諸表 利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を 開示しなければならない。(a) 当初認識後に財 政状態計算書において経常的又は非経常的に公 正価値で測定される資産及び負債については、 評価技法及び当該測定を作成するのに用いたイ ンプット。(b) 重大な観察可能でないインプッ ト (レベル3) を用いた経常的な公正価値測定 については、その測定が当期の純損益又はその 他の包括利益に与える影響」(par.91) を指摘し ている。また、その目的を満たすために「企業 は以下のすべてを考慮しなければならない。 (a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベ ル(b) さまざまな要求のそれぞれにどの程度の 重点を置くべきか。(c) どの程度の集約又は分 解を行うべきか。

(d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか。

本基準又は他のIFRSに従って行われる開示が第91項に掲げる目的を達成できない場合には、当該目的を達成するのに必要な追加情報を開示しなければならない。」(par.92)

また、レベル3について以下の詳細な開示内容を定めている。

「(g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明(例えば、企業が評価の方針及び手続きをどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのよ

うに分析しているかなど)

- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について
- (i) こうした測定のすべてについて、観察可 能でないインプットの変動に対する公正価値測 定の感応度の記述的説明(それらのインプット を異なる金額に変更すると、公正価値測定が著 しく高くなったり低くなったりする可能性があ る場合)。それらのインプットと公正価値測定 に使用される他の観察可能でないインプットと の間に相互関係がある場合には、企業は、それ らの相互関係と、それが観察可能でないインプ ットの変動が公正価値測定に与える影響をどの ように増幅又は軽減させる可能性があるのかの 説明も提供しなければならない。この開示要求 に従うためには、観察可能でないインプットの 変動に対する感応度の記述的説明に、少なくと も(d) に従う際に開示した観察可能でないイン プットを含めなければならない。」(par.93)

IFRS13は開示の設例として、「公正価値で測定される資産」(設例15)、「公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定の調整表」(設例16)、「評価技法及びインプット」(設例17)を例示しているが、すべての例示はFAS157の要求と同様に表形式の表示としている。

その結論の根拠について、「IFRSでの公正価 値測定に関する開示は多様であるが、多くは、 最低限、測定に用いた方法及び重要な仮定に関 する情報、公正価値が同一又は類似の資産又は 負債に係る最近の市場取引から観察可能な価格 を用いて測定されたかどうかを要求している。」 (BC183) としたうえで、「IASBは、公正価値 の測定に関する枠組みを確立した後に、公正価 値測定に関する開示の拡充と調和化も行うべき だと決定した。IASBは、測定が経常的であろ うと非経常的であろうと、開示を当初認識後に 財政状態計算書において測定される公正価値に 限定することを決定した。他のIFRSが当初認 識時の公正価値の開示を扱っているからである (例えば、IFRS第3号は、企業結合で取得した 資産及び引き受けた負債の測定の開示を要求し ている)。」(BC194) とし、他のIFRSとの重複 を避けている。

「IFRS13における開示の目的は、財務諸表利 用者に以下に関する情報を提供することであ る。それは、公正価値測定を作成するのに用い た評価技法及びインプット、及び重要な観察可 能でないインプットを用いた公正価値測定が当 期の純損益又はその他の包括利益にどのように 影響したかに関する情報である。こうした目的 を満たすため、開示の枠組みは、(a)IFRSとUS-GAAPで現在要求している開示を統合すると ともに、(b)財務諸表利用者が彼らの分析に有用 となると示唆した追加的な開示を提供してい る。この開示を開発する際に、IASBは、財務諸 表の利用者及び作成者並びにIASBの公正価値 専門家諮問グループから受け取った情報を利用 した。L(BC185) これはIFRSとUS-GAAPと のコンバージェンスの成果であろう。また FAS157と同様に、IFRS13のもとで開示する公 正価値情報を、他の会計上の公式見解のもとで 開示する公正価値情報との重複は避けるが結合 することにより、該当する他の会計基準におい ても公正価値情報を開示することが示唆されて いる。

とりわけレベル3の公正価値測定については、報告事業体(企業)による見積りの要素が大きく、見積り算定結果の不確実性が高いものと考えられている。よってより緻密で詳細な開示が求められる。

# 4. 公正価値の課題

―資産除去債務との関係において―

#### 4.1 我が国の取り組み

ASBJは2008年8月にIASBと共同で公表した「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意)を踏まえ、国際的な会計基準の取扱い及びその動向に留意しつつ、公正価値測定の考え方及びその開示について検討を重ねてきた。この検討の中には、公正価値の概念、その測定方法及び開示についての論点が含まれている。その後、ASBJは2009年8月に論点整理を公表した。

ASBJとしては我が国の現行の会計基準では、国際的な会計基準で一般的に用いられている「公正価値」に相当する用語として「時価」を使用していることに鑑みて、論点整理では原

則として、我が国の会計基準等における取扱い については「時価」と表記し、それ以外につい ては「公正価値」と表記することとしている。

ASBJはさらに2010年7月に基準(案)および指針(案)を公表した。その目的は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることであった(基準(案)第1項)。

なお企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に 関する会計基準」における通常の販売目的で保 有する棚卸資産及び企業会計基準第8号「スト ック・オプション等に関する会計基準」に関連 する会計基準等については適用しないとしてい る(基準(案)第3項)。

公正価値の定義は米国基準と国際基準と同様に、「「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格(出口価格)をいう。」としている(基準(案)第4項)。そして公正価値の算定方法は、レベル別の分類3つのレベルに分類の上、レベル1からレベル3の順に優先順位付けを行うとしている(基準(案)第15項)。

US-GAAP及びIFRSでは、公正価値について ほぼ同じ内容のガイダンスを定めているが、こ れらの会計基準は、どのような項目について公 正価値により測定するのかを定めるものではな く、他の会計基準に従い公正価値により測定す ることが要求又は容認されている場合の測定の 方法や開示を求めるものとなっている。例えば 米国は、資産除去債務の測定について、合理的 な公正価値の見積りができる場合には、資産除 去債務が発生した期間に公正価値で測定しなけ ればならないとしているが、我が国の場合、資 産除去債務の算定は、それが発生したときに、 有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャ ッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引 価値)で算定するとしており測定の属性には触 れていない。ASBIは、2010年にIFRS13との整 合性を図ることを提案する公開草案を公表した ものの、本公開草案が金融商品以外の資産及び 負債を含む広範なものであったこともあり、最 終化をするに至らず、その後検討は中断されて

いる。ASBIは日本基準において金融商品以外 の資産及び負債について時価により測定するこ とが要求される状況は、企業結合時等に限定さ れており、時価について詳細なガイダンスを求 める意見は多くは聞かれておらず、国際的な整 合性を図る必要性はさほど高くないと考えられ るというのをその理由としている。一方で、 IFRS13が要求している、金融商品の公正価値 に関するレベル別開示について、国際基準と米 国基準における開示との差異が生じており、特 に金融商品を多数保有する金融機関において比 較可能性が損なわれているとの意見が聞かれ、 こうした状況から、国際的な会計基準と整合性 を図ることに対する必要性に関する検討を金融 商品専門委員会において行うこととし、その 後、基準開発に向けた検討に着手するか否かの 検討を行うこととなった。

その後、ASBIは国際的な会計基準の定めと の比較可能性を向上させるために中期運営方針 (2016年8月) で、日本基準を国際的に整合性 のあるものとするための取り組みに関する検討 課題の一つとして時価に関するガイダンス及び 開示を取り上げた。そこでASBJは、特に金融 商品を多数保有する金融機関において比較可能 性が損なわれているとの意見を踏まえて、主に 金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に 関して、国際的な会計基準との整合性を図る取 り組みに着手する旨を決定し、検討を重ねてい たところ、2019年1月に企業会計基準公開草案 第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」 (以下「時価算定基準(案)」という。)を公表 し、2019年7月には企業会計基準第30号「時価 の算定に関する会計基準」(以下「時価算定基 準」という。)を公表した。本基準は、企業会計 基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以 下「金融商品会計基準」という。) における金融 商品及び企業会計基準第9号「棚卸資産の評価 に関する会計基準 | (以下「棚卸資産会計基準 | という。)におけるトレーディング目的で保有 する棚卸資産の時価に適用するものとしてい る。時価算定基準第24項には、「IFRS13では公 正価値という用語が用いられているが、本会計 基準では代わりに時価という用語を用いてい る。これは、我が国における他の関連諸法規に

おいて時価という用語が広く用いられていること等を配慮したものである。」と記されている。 ASBJは、「時価」イコール「公正価値」としつつ、我が国における「時価」の用語の浸透に配慮したものとなっている。

#### 4.2 測定の課題

#### - 資産除去債務の割引率-

固定資産の中には、それを取得し使用した者に、その資産を除去すべき法律上または契約上の義務を生じさせるものがある。原子力発電設備の解体義務、鉱山の土地の原状回復義務、借地に建てた建物の契約満了時点での撤去義務などがその典型例である。このような有形固定資産の取得や使用によって生じ、その資産の除去が法令や契約で要求される場合の義務を資産除去債務という。

FASBは、2001年6月に財務会計基準書第 143号 (FAS143) 「資産除去債務に関する会計 処理」を公表した。米国基準は、Subtopic 410-20 「資産除去債務 (Asset Retirement Obligations) により資産除去債務に対する負債 の公正価値を見積計上し、同額を資産の除去コ ストとして資産化して、資産の耐用年数にわた って費用化することが要求している (par.410-20-05-1)。また、公正価値を合理的に見積もる ことができる場合には、資産除去債務が発生し た期(そうした資産を取得した期)に当該債務 に対する負債を公正価値で認識しなければなら ないとされている。ただし、債務発生時に公正 価値を合理的に見積ることができない場合は、 見積ることができるようになったときに負債を 認識するとしている (par.410-20-25-4)。 公正価 値の測定にあたっては期待現在価値法により見 積る。期待現在価値法は、資産除去債務の負債 の公正価値を見積るに際しての通常唯一の適切 な技法となる。この技法を用いる場合、信用力 で補正されたリスク・フリー・レートを用いて 期待キャッシュ・フローを割引かなければなら ない。よって企業の信用状態は期待キャッシ ユ・フローではなく、割引率に反映される。

一方、我が国では、2010年4月以後に開始した年度から適用されている企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」に準拠し

て行うこととなる。US-GAAPと同様に、資産 除去債務を伴う固定資産を取得・建設・開発し た企業は、その時点で予想される将来の除去の ための支出額を見積り、その割引現在価値を算 定し、これを資産除去債務として負債に計上す る。ただし、この計算に適用する割引率は、貨 幣の時間価値を反映した無リスクの税引き前の 利率であり(基準6項)、US-GAAPのように企 業の信用力の補正は要求されない。ASBIはこ の論拠として、①退職給付債務の算定において も無リスクの割引率が使用されていること、② 同一の内容の債務について信用リスクの高い企 業の方が高い割引率を用いることにより負債計 上額が少なくなるという結果は、財政状態を適 切に示さないと考えられること、③資産除去債 務の性格上、自らの不履行の可能性を前提とす る会計処理は、適当ではないこと、を挙げ、明 示的な金利キャッシュ・フローを含まない債務 である資産除去債務については、退職給付債務 と同様に無リスクの割引率を用いることが現在 の会計基準全体の体系と整合的であると考えら れるとしている。

東京電力ホールディングス株式会社の2020 年度 有価証券報告書(第97期)は、連結貸借 対照表に計上している資産除去債務(約1兆 160億円)について、「主として、原子炉等規制 法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置 について資産除去債務に計上している。」とし、 資産除去債務の金額の算定方法を、「主として、 特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期 間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を 支出発生までの見込期間としている。割引率 は、2.3%を適用している。」

この割引率2.3%は我が国の会計基準に基づき自己の信用リスクは含まれない無リスクの割引率となるが2.3%の根拠は示されていない。

割引率に対する信用リスクの考え方はUS-GAAPと我が国の基準で異なるが、その理由は公正価値に関する会計基準を制定しているUS-GAAPと制定していない我が国との違いでもあるとも言える。US-GAAPは一貫した公正価値の測定の考え方に基づき、資産除去債務の割引率に信用リスクを反映させなければならない。その意味においてUS-GAAPは公正価値の

測定の一貫性、比較可能性を重視するがために信用リスクが抱える「負債のパラドックス」等の矛盾を捨象したと言えなくもない。一方で、我が国は信用リスクを含めずに無リスクの割引率を用いることにより信用リスクの問題が生じることはなく、ある意味において現実的な解決策を見出すことができた。この割引率の考え方は米国と我が国各々の会計基準構築の過程で生じた妥協策とをもいえるのかもしれない。しかし将来、仮に我が国がUS-GAAPと同等の公正価値に関する会計基準を導入した場合は、US-GAAPやIFRSと同様に割引率に信用リスクを反映させるのだろうか。今後のASBJにおける公正価値に関する会計基準の行方を見守りたい。

# 4.3 開示の課題

#### - 資産除去債務の開示情報拡大-

US-GAAPは資産除去債務を公正価値により 測定することとした。そしてその評価技法とし て割引現在価値の手法を採用した。よって資産 除去債務の会計基準に基づく開示規定のみなら ず、公正価値ガイダンスに基づく開示をも要求 または奨励されることになる。

一方で、我が国は企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」により、開示については以下のような注記をすることが規定されている。

「16. 資産除去債務の会計処理に関連して、 重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記す る。

- (1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明
- (2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率 等の前提条件
- (3) 資産除去債務の総額の期中における増減内 容
- (4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その内容の概要及び影響額
- (5) 資産除去債務は発生しているが、その債務 を合理的に見積ることができないため、貸借 対照表に資産除去債務を計上していない場合 には、当該資産除去債務の概要、合理的に見 積ることができない旨及びその理由」

我が国は公正価値に関する会計基準を導入し ていないため、開示は上記項目のみが対象とな るが、仮に我が国がUS-GAAPやIFRSと同等の 公正価値に関する会計基準を導入し、金融商品 のみならず全ての資産と負債にその規定を適用 するとしたら、開示の内容は大幅に追加される ことが予想される。例えば、原子力発電所の解 体費用についてである。我が国ではこれまで原 子力発電施設解体引当金による会計処理が行わ れていた。原子力発電施設解体引立金は、いわ ゆる廃炉のための積立金である。その支出額を あらかじめ見積もり、これを各期の料金収入か ら回収するために稼働期間にわたって許容コス トとして費用配分して設定される。これは1958 年に経済産業省から公表された「原子力発電施 設解体引当金に関する省令」により設定が義務 づけられている特別法上の引当金であった。こ れが現在においては、「資産除去債務に関する 会計基準」にもとづいた会計処理がなされてい

東京電力ホールディングス株式会社の2020 年度 有価証券報告書(第97期)は、原子力発 電施設解体費の計上方法として、(1) 通常時の 処理方法と、(2) 廃炉時の処理方法とに分けて 説明している。(1) 通常時の処理方法について、 「原子炉等規制法に規定された特定原子力発電 施設の廃止措置に係る費用の計上方法について は、資産除去債務適用指針第8項を適用し、解 体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の 承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額 を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で 計上する方法によっている。|としているが、総 見積額を含む具体的な説明はない。(2) 廃炉時 の処理方法については、「エネルギー政策の変 更や安全規制の変更に伴って、原子炉を廃止す る場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業 大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施 設の廃止日の属する月から起算して10年が経 過する月までの期間にわたり、定額法で費用計 上している。なお、総見積額の現価相当額を資 産除去債務に計上している。」としているが、こ ちらも総見積額を含む具体的な説明はなく、総 見積額の現価相当額のみ資産除去債務に計上さ れている。

原子力発電所の解体費用は巨額であり、「原発のコストは高いのか、安いのか」という問題にも直結するため、電力会社の利益のみならず国民経済全体への影響は甚大である。その意味でも開示の充実は社会の要請ともいえるだろう。一方で、公正価値の開示は多くの詳細な開示内容を定めており企業にとっては事務的な負担が大きい。我が国で、主に金融商品に係る時価の基準制定がいち早く導入された背景には企業間・国際間の比較可能性の向上があったことは周知の事実である。企業にとって金融商品の国際会計基準との整合を取らなければ企業とての信用(格付け)にも関わり、企業が国際競争に勝てなくなるという企業側の要請という側面がある。

しかし我が国の資産除去債務の会計処理を考えた場合、開示情報をより充実させるべきではないだろうか。とりわけ原子力施設解体費用については、その見積り内容をブラックボックス化させるべきではなく、開示情報拡大には一層の改善余地があると思われる。

### 5. おわりに

我が国がUS-GAAPやIFRSと同等の公正価 値に関する会計基準を導入した場合、企業に対 して、時価で算定する全ての資産と負債に公正 価値に基づく測定と開示を義務づけることにな る。とりわけレベル3のインプットに該当する 資産除去債務の開示情報は現在価値技法による ため企業はこれまで以上の説明責任が必要とな る可能性がある。上述したとおり、原子力発電 施設の解体費用はその算定が極めて困難であ り、限定された情報しか公表されない。想定さ れる債務をどのように見積るべきなのか。その 見積り方法の信頼性をどのように評価・検証す るべきなのかなど課題は多い。このように公正 価値の測定と開示にはまだ多くの課題があり、 我が国への導入にあたっては特段の留意が必要 となろう。

また、原子力発電施設の解体費用の計上にあたり、従来の会計処理方法であった原子力発電施設解体引当金が資産除去債務という新しい会計処理方法に置き換わったことにより、解体費用の見積もりや割引率の選択などの不確実性の

高い要素が電力会社の利益、ひいては会社経営 に大きな影響を与えることになった。こうした 解体費用の見積りや選択された割引率、その根 拠などの開示情報を拡大していく必要があろ う。公益事業である電力会社には電気事業法な ど国による規制が定められている。このような 規制産業に対して資産除去債務という新しい会 計処理方法が導入された経緯に鑑みると、改め て公正価値による測定と開示の意義と重要性を 感じざるをえない。資産除去債務の測定属性と 公正価値の測定属性との関係性をどのように考 えるべきなのか。また、原子力発電施設解体費 用に関する資産除夫債務の測定と開示について は、公正価値の理念を踏まえた会計基準と電気 事業法などいわゆる業法との関係性をさらに深 掘りする必要がある。このような研究について は今後の課題としたい。

# 【注】

i) 草野 [2006] [2010]、赤塚 [2012]、山田 [2015] など。なお自己の信用リスクの問題は、主に金融 負債の観点からの考察が多い。

### 【参考文献】

- 赤塚尚之 [2012] 「非金融負債の公正価値測定と自己の信用リスク」 『滋賀大学経済学部研究年報』 Vol.19, pp.93-104
- あらた監査法人企業会計研究会 [2009] 「負債測定 における信用リスクの取扱い」 『企業会計』 Vol.61 No11, pp.88-92
- PwCあらた有限責任監査法人 [2017] 『最新 アメ リカの会計原則 第2版』 東洋経済新報社
- 岩崎勇[2010]「IFRS導入と公正価値会計の浸透」 『国際会計研究学会臨時増刊号』pp.95-108
- 岩崎勇 [2011] 「IFRS導入と公正価値会計の拡大」 『経済学研究』第78巻第2・3合併号 ,pp.93-120
- 植田敦紀 [2014] 「原子力発電施設の廃炉に関する 会計」『會計』第185巻1月号第1号,pp.91-103
- 金森絵里 [2019] 「原発事業の情報開示における会計の役割」 『會計』 第195巻4月号第4号,pp.345-357
- 金森絵里 [2020] 「原発事故責任の「経済化」と会計」『會計』第198巻8月号第2号,pp.28-40 金子康則 [2009] 「公正価値会計の実務」中央経済

社

- 川西安喜 [2007] 「米国における資産除去債務会計 検討の経緯」 『会計・監査ジャーナル』 Vol.19 No.8,pp.41-47
- 北村敬子編著 [2014] 「財務報告における公正価値 測定 | 中央経済社
- 草野真樹 [2006] 「負債の公正価値測定と信用状態の変化」『會計』 第170巻11月号第5号,pp.670-680
- 草野真樹 [2010] 「金融負債の公正価値測定の動向 と報告企業の信用状態の変化」 『會計』 第178巻 10月号第4号,pp.498-510
- 桜井久勝 [2016] 「財務会計講義 第17版」中央経済 社
- 谷江武士 [2017] 「電力会社の廃炉会計に関する比較研究」 『名城論叢』 第17巻第4号,pp.125-133
- 東京電力ホールディングス株式会社 [2021] 「有価 証券報告書 2020年度(第97期)」東京電力ホー ルディングス株式会社
- 内閣府 [2008] 『世界経済の潮流 2008年12月』内閣 府
- 長谷川茂男 [2019] 「米国財務会計基準の実務 第 11版」中央経済社
- 藤田晶子 [2016] 「規制産業と会計基準のコンバージェンス ―原子力発電施設解体引当金と資産除去債務―」『明治学院大学産業経済研究所年報』共同研究6:規制産業と財務報告,pp.69-75
- 宮武記章 [2018]「電力会社の会計の仕組み 一資産除去債務と廃炉の会計を中心に一」『大阪経大論集』第68巻第5号,pp.121-131
- 山田辰己 [2015] 「IFRS規定の背後にあるもの 負債の公正価値測定と自己の信用リスク (上)」 『税経通信』 Vol.70 No.1,pp.182-194
- 山田辰己 [2015] 「IFRS規定の背後にあるもの 負債の公正価値測定と自己の信用リスク(下)」 『税経通信』 Vol.70 No.2,pp.136-144
- 吉田康英 [2013] 「金融商品会計の再構築 (その 1)」 『中京経営研究』 第22巻 第1·2号,pp,75-84
- 吉田康英 [2014] 「金融商品会計の再構築(その
- 2)」『中京経営研究』第23巻 第1·2号,pp.51-60
- ASBJ [2009] 「(プレスリリース) IASB, 公正価値 測定に関するガイダンス案を公表」
  - https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/press\_release/y2009/2009-0528-2.html
- ASBJ中期運営方針 [2016] (平成28年8月12日公表) 別紙 「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題」企業会計基準委員会